新規出店にかかる内外装工事等支援事業補助金の交付に関する要綱

（趣旨）

第１条　市は、中心市街地及び地域拠点の活性化と賑わいの創出を図るため、新規出店にかかる内外装工事等を実施する事業者に対して、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成１４年規則第２０号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 店舗

空き店舗、新規店舗及び空き家で、補助対象者が従前から所有する物件ではないもの又はその他市長が認めたものをいう。ただし、居住の用に供する部分は除く。

⑵ 出店

内外装工事等を実施する店舗で事業を始めることをいう。ただし、第４条で定める補助対象区域内での移転は含まない。なお、事業の内容については、第６条の定めるところによる。

⑶ 事業者

法人、個人事業主又は団体で事業を行う者をいう。

⑷ 路面店

道路法（昭和２７年法律第１８０号）に規定する道路、その他一般の通行の用に供される道に直接面し、かつ、当該道路から直接出入り可能な専用の出入口を有する店舗をいう。ただし、建築物内の共用通路、敷地内通路またはこれらに類する経路のみを経由して出入りする形態の店舗は含まない。

（補助対象者）

第３条　第１条に規定する補助金の交付を受けることができる者は、店舗を内外装工事等し出店する事業者で市区町村税等を滞納していない者とする。

２　前項の規定にかかわらず、事業者の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が次の各号に該当する者は対象としない。

⑴ 福島市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等

⑵ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む事業者

⑶ 国、法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第１に規定する公共法人、政治団体または宗教上の組織若しくは団体

⑷ その他、市長が適当でないと認める者

（補助対象区域）

第４条　補助対象区域は、別表第１及び別表第２のとおりとする。

２　別表第１については、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に基づき開発可能な場合は、区域に面する通り反対側の一軒目も補助対象区域とする。

３　別表第２については、当該路線に面する店舗を補助対象とする。

（補助対象事業）
第５条　補助対象者は、交付決定後に補助対象事業に着手しなければならない。
２　補助対象事業は、次の要件をすべて満たすものとする。
⑴ 出店するために店舗の内外装工事等を実施するもの
⑵ 出店する店舗が建築物の１階、２階又は地下１階のいずれかに位置するもの
⑶ 補助対象事業完了の日から起算して、６か月以内に出店するもの
⑷ 出店する事業の３年以上の長期継続が見込めるもの（市長が認めるものを除く）
⑸ これまでに交付決定を受けた「街なか再生リノベーション事業補助金」又は「新規出店にかかる内外装工事等支援事業補助金」の対象事業を３年以内に廃業した事業者は、当該事業の営業開始日から３年以上経過しているもの

（当該店舗における事業）
第６条　補助対象者が出店し、当該店舗にて実施する事業は、次の各号のいずれかに該当する業種とする。ただし、対面により商品販売又は直接サービスの提供を行うことを主たる内容とするものに限る。
⑴ 小売業
⑵ 飲食業
⑶ サービス業
２　当該店舗にて実施する事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。
⑴ 営業日すべてにおいて、午前６時から午後６時までの時間帯のうち、１日当たり３時間以上営業するもの
⑵ 土曜日又は日曜日のいずれかを含む週４日以上営業するもの
３　第１項及び第２項の規定にかかわらず、出店する事業内容が次の各号のいずれかに該当するものは補助対象としない。
⑴ 射幸心をそそるおそれがあるもの、公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの又は接待行為を伴うもの（マージャン店やパチンコ、ゲームセンター、スナック、キャバレー、ホストクラブ、バー、ダーツバー、ガールズバーなど）
⑵ 事務所その他これに類する管理業務を主たる目的とするもの
⑶ 主として特定の利用者に限ってサービスを提供するものであり、来訪者の回遊や滞在によるにぎわい創出が限定的であるもの（医療業、福祉・介護事業、不動産業、情報通信業、コワーキングスペースなど）
⑷ フランチャイズ方式その他これに類する方式により、第三者の商号、商標又は営業ノウハウの使用に係る対価の支払いを伴うもの
⑸ 事業の業種が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種であるもの
⑹ 深夜（０時から６時）の間に営業するもの
⑺ 第１項各号に掲げる事業と前各号に掲げる事業を組み合わせたもの
⑻ 日中のにぎわい創出に寄与しないと市長が認めるもの

（補助の対象及び補助額）
第７条　補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除くものとする。
⑴ 内装工事費、外装工事費、給排水衛生設備工事費、空調設備工事費、サイン工事費及び電気・照明・ガス工事費

⑵ デザイン委託費、工事設計委託費、工事監理業務委託費
⑶ ネットワーク環境接続費（初期投資のみ）
⑷ Google Cloud、Amazon Web Services（AWS）、Microsoft Azure などのクラウドプロバイダー、Adobe Creative Cloud など構築委託費（自社で構築の場合は、初期投資のみ）
⑸ 新規出店のためのウェブサイト作成や業務効率化のためのソフトウェア開発・購入などのウェブサイト関連費
⑹ その他、内外装工事等又は出店の経費として市長が認めるもの

２　補助率は補助対象経費の３分の１以内の額（千円未満切捨て）とし、下限を１０万円、上限を１００万円とする。ただし、出店する店舗が１階の路面店又はその他市長が認めた場合は、補助率は補助対象経費の２分の１以内の額（千円未満切捨て）とする。

３　当該店舗での事業実施にあたり、「活力ある商店街支援事業補助金（福島市活力ある商店街支援事業補助金を含む。）」を申請している場合は、本補助金の補助額は、前項の規定により算定した額に２分の１を乗じた額とする。

４　補助金の交付は、同一年度内一事業者一店舗限りとする。

５　補助対象事業について、国及び県等から補助金（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を算定の基礎とする。

６　国及び県等の補助金（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）に申請している場合、当該補助対象経費は補助対象経費から除く。

（申請書の様式等）

第８条　規則第４条第１項の申請書は、様式第１号によるものとする。

２　規則第４条第１項に規定する書類は、次に掲げる書類によるものとする。

⑴ 出店計画書（様式第２号）
⑵ 収支予算書（様式第３号）
⑶ 誓約書（様式第４号）
⑷ 身分証の写し（個人）登記事項証明書（法人）
⑸ 市外に本店又は住民登録がある事業者は、当該市区町村の納税証明書の写し（納税状況がわかるもの（法人に課税がない場合は代表者のもの））
⑹ 賃貸借契約書、売買契約書又は建築工事請負契約書の写し
⑺ 設計図書（図面、仕様書）
⑻ 工事見積書等（補助対象経費が確認できる書類）
⑼ その他市長が必要と認める書類

３　申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、１部とする。

（補助金の交付の条件）

第９条　規則第６条第１項第１号の別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

⑴ 補助対象経費の２０％以内の変更で補助金の額の変更を伴わないもの
⑵ その他事業計画の細部を変更するもの

２　規則第６条第１項第５号の市長が必要と認める条件は、次のとおりとする。

⑴ 補助対象者は、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。
⑵ 補助対象者は、当該店舗において自ら継続して営業すること。
⑶ その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

（変更承認の申請）
第１０条　規則第９条第１項の（中止・廃止）承認申請書は、様式第５号によるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
⑴ 変更収支予算書（様式第６号）
⑵ 工事変更見積書等（補助対象経費が確認できる書類）
⑶ その他市長が必要と認める書類

（実績報告）
第１１条　規則第１４条の補助事業実績報告書は、様式第７号によるものとし、事業完了の日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する会計年度の２月末日（土曜日又は日曜日に当たるときはその翌日）のいずれか早い日までに行うものとする。
２　規則第１４条第１号及び第２号に規定する書類は、次に掲げる書類によるものとする。ただし、第７号及び第８号について、前項の補助事業実績報告書と同時に提出することが困難な場合は、第７号及び第８号に代えて必要書類の提出に係る誓約書（様式第１０号）を提出し、第７号及び第８号については出店後遅滞なく提出することとする。
⑴ 収支決算書（様式第８号）
⑵ 事業実績報告書（様式第９号）
⑶ 事業の実施が確認できる書類（別に定める要領による）
⑷ 事業に要した経費の領収書等の写し
⑸ 事業所・店舗の外観及び内装の施工前・施工後の写真
⑹ 関係法令等に適合する旨を確認できる書類
⑺ 許認可等を要する業種にあっては、許可証等の写し
⑻ 個人事業開業届出書（税務署の収受印があるもの）の写し（個人）又は履歴事項全部証明書の写し（法人で当該空き店舗を支店登記した場合）
⑼ 必要書類の提出に係る誓約書（様式第１０号）（前３号の書類を提出することが困難な場合）
⑽ その他市長が必要と認める書類

（補助対象事業の現地調査の立会い）
第１２条　補助対象者は、前条の規定による実績報告書の提出後、市が行う補助対象事業の現地調査に現地立会いするものとする。
２　前項の調査の結果、必要な是正措置があると認められるときは、補助対象者はそれに応じるものとする。

（補助金の交付の請求）
第１３条　補助対象者は、補助金の額の確定後に補助金の交付の請求を行うものとする。
２　規則第１７条第２項の補助金交付請求書は、様式第１１号によるものとする。

（概算払い）
第１４条 市長が必要と認めるときは、規則第１７条第１項ただし書きに基づき、工事等の進捗率及び請負出来高額が補助対象経費の５０％を超えた場合は、補助事業者の請求により交付決定額の２分の１以内の額を１回に限り交付することができる。
２　前項の規定に基づき、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第１１号）及び工事等進捗状況報告書（様式１２号）を市長に提出しなければならない。

（会計帳簿の整理等）
第１５条　補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して３年間保存しておかなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）
第１６条　補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
２　補助対象者は、前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供しようとするときは、あらかじめその旨を市長に報告し、その指示を受けるものとする。
３　規則第２０条第１項但し書きの市長が定める期間は、３年間とする。
４　規則第２０条第１項第２号の市長が定めるものは、取得価格が５０万円以上のものとする。

（広報への協力）
第１７条　補助対象者は、ウェブサイトへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うこととする。

（経過報告義務）
第１８条　補助金の交付を受けた補助対象者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から３年間、３月に事業定期報告書（様式第１３号）を市長に提出しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、実績報告時に提出した事業実績報告書の店舗名、床面積、業種・サービス名または事業の内容に変更があった場合は、遅滞なく市長に届出（任意様式）なければならない。
３　第１項の規定にかかわらず、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から３年間が経過する前に事業を休止、廃止又は承継する場合等、事業定期報告書の提出が困難になった場合は、遅滞なく市長に届出（任意様式）なければならない。
４　市長は、次の各号のいずれかに該当した場合、規則第１８条の規定に基づき、すでに交付した補助金の返還を求めることができるものとする。
⑴ 前各項の経過報告義務を怠った場合
⑵ 第５条第２項第３号及び第４号の要件を欠くに至った場合
⑶ 実績報告時に提出した事業実績報告書の業種又は事業の内容に変更があった場合
⑷ 前項に掲げる事由が発生した場合
⑸ 補助金の交付に際し虚偽の申請があったと認められる場合
５　補助金の返還にあたっては、当該店舗の営業開始日を基準日とし、営業が継続した期間を３年から除いた期間分に相当する補助金の額を日割り計算により算出（円未満切捨て）し、期限を定めて請求するものとする。ただし、補助対象者の責に帰さない事由による場合は、この限りではない。

（委任）
第１９条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
２　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

３　この要綱は、令和７年７月１日から施行する。
４　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
５　この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）
補助対象区域

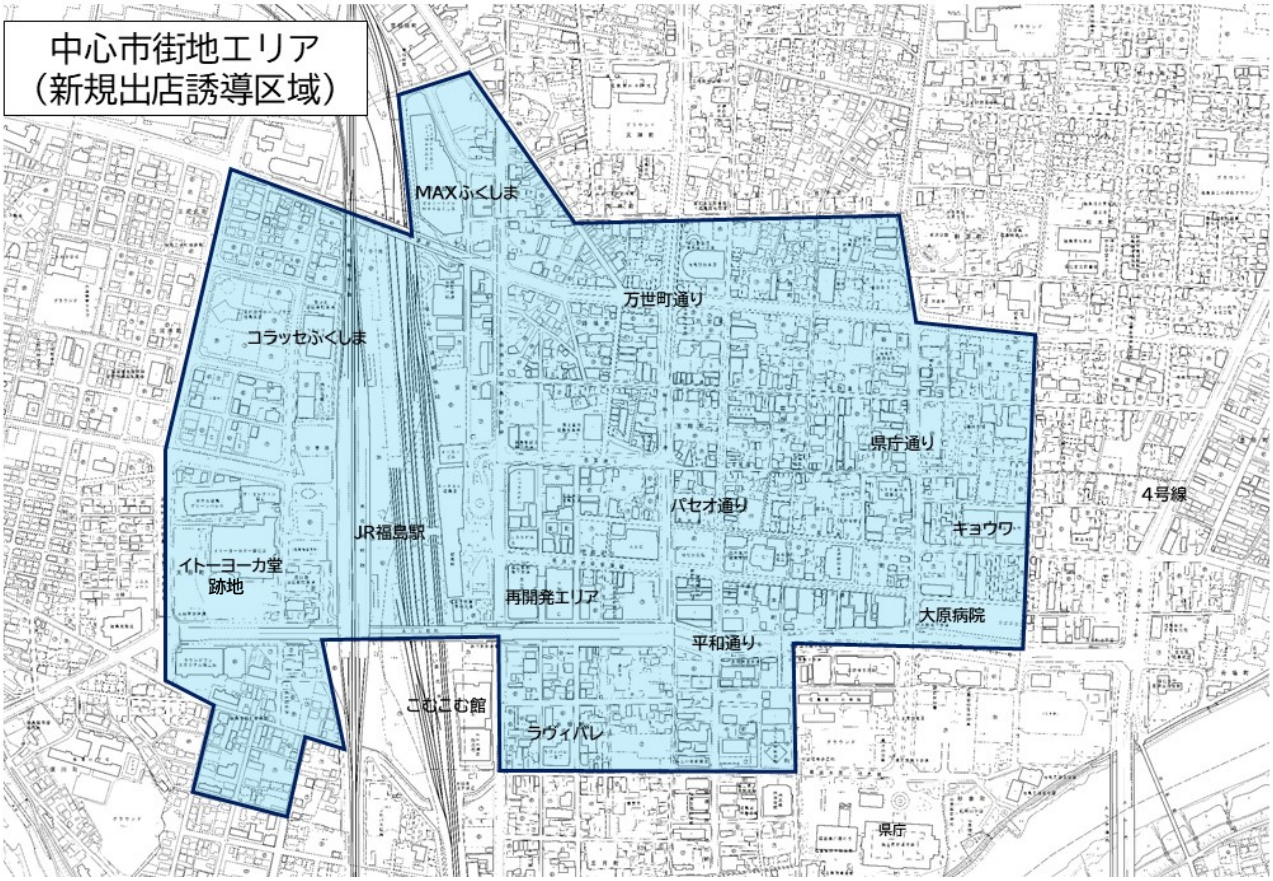

の区域内

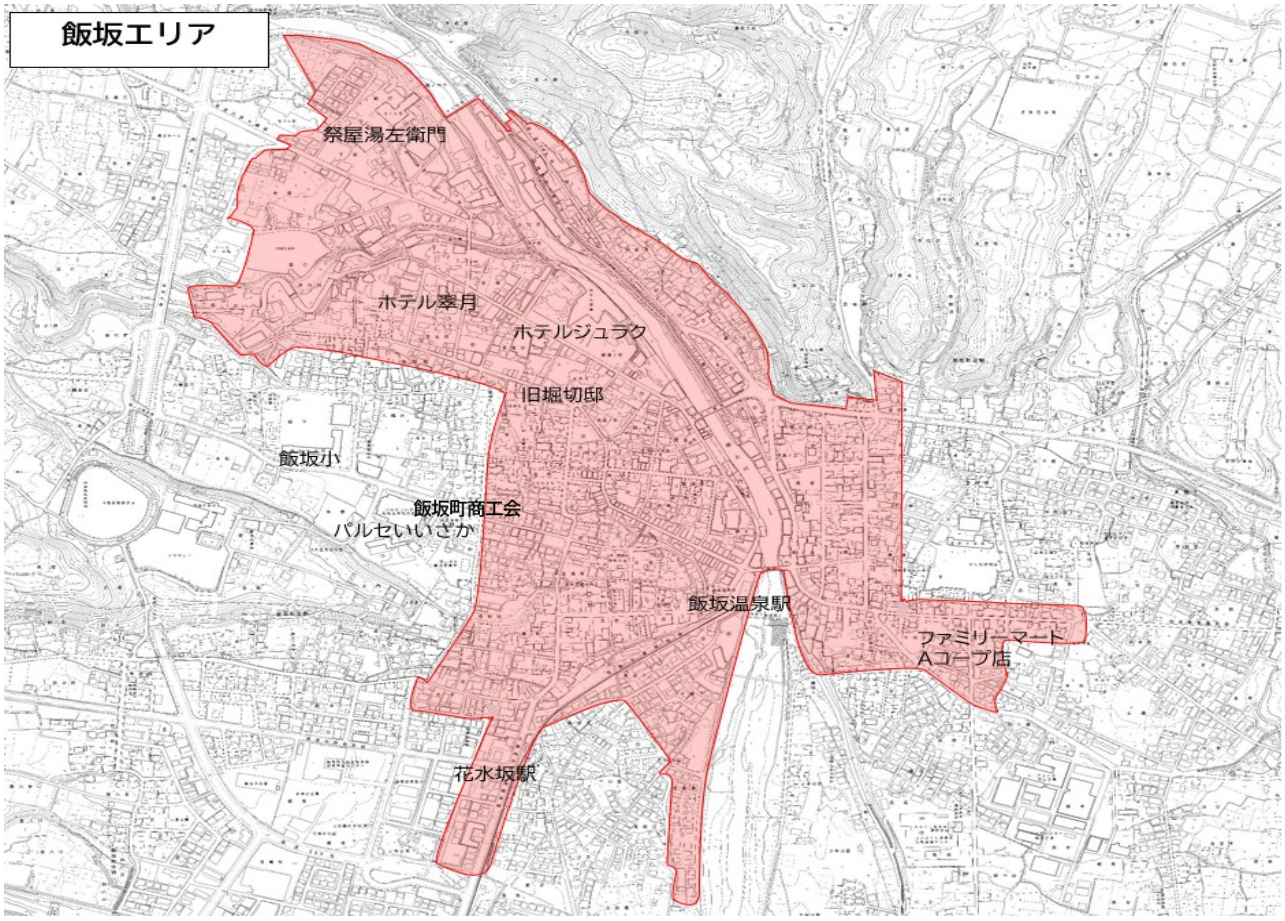
飯坂エリア
祭屋湯左衛門
ホテル喜月
ホテルジュラク
旧堀切邸
飯坂小
飯坂町商工会
パルセいいざか
飯坂温泉駅
ファミリーマート
Aコープ店
花水坂駅

の区域内

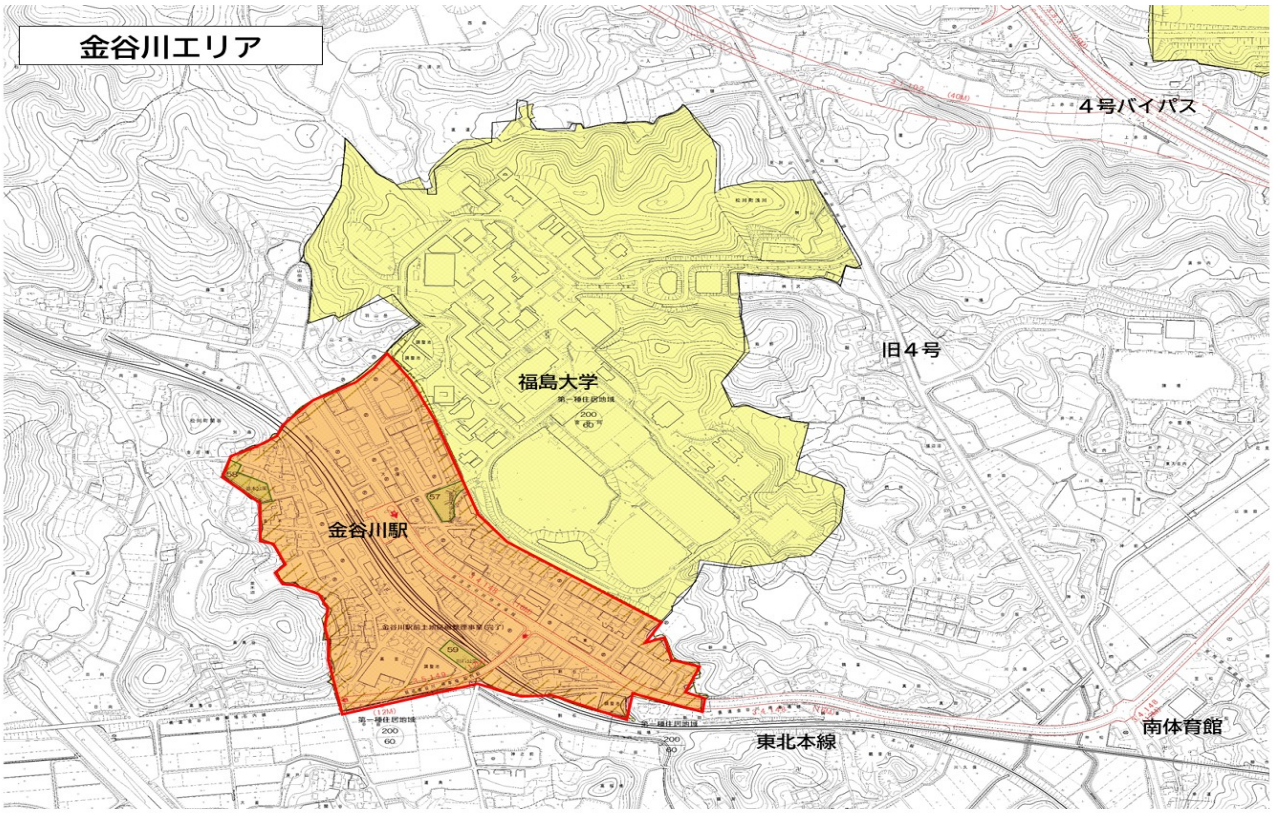
金谷川エリア
４号バイパス
旧４号
福島大学
金谷川駅
東北本線
南体育館

の区域内

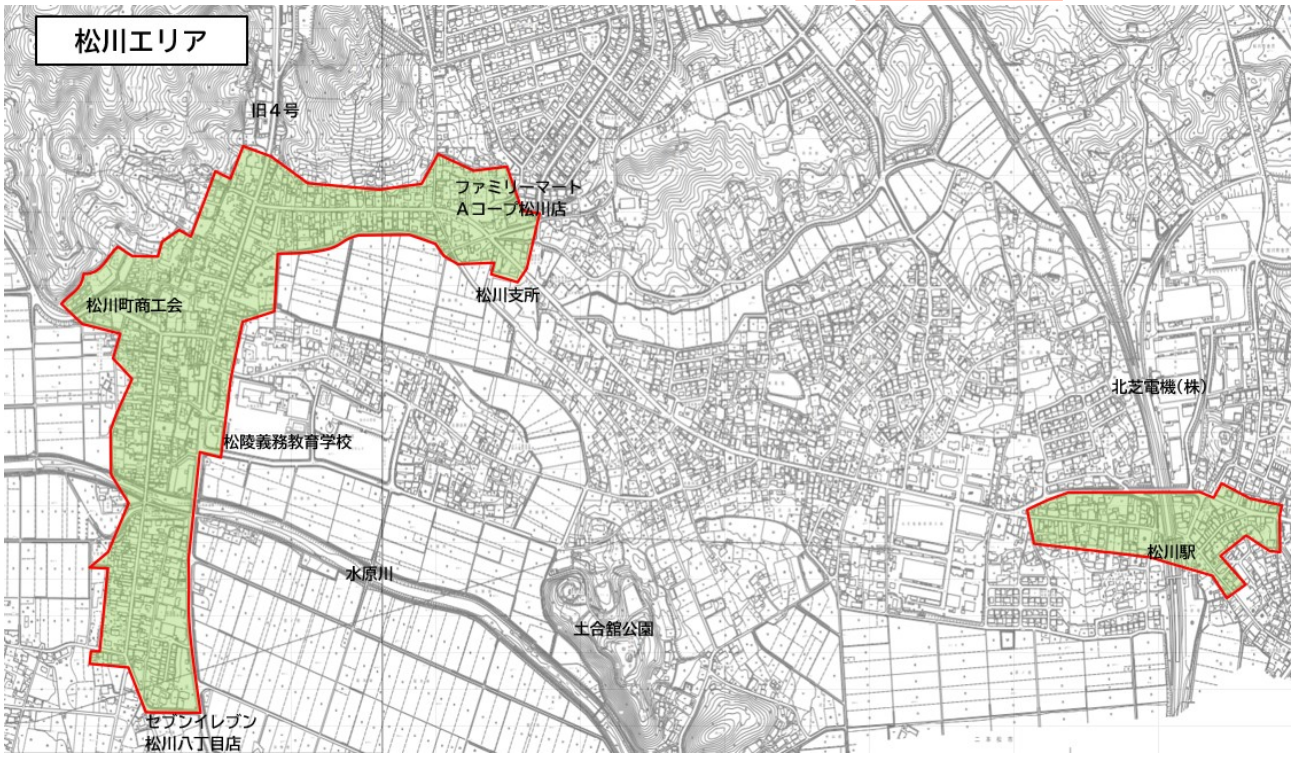

別表第２（第４条関係）
補助対象区域
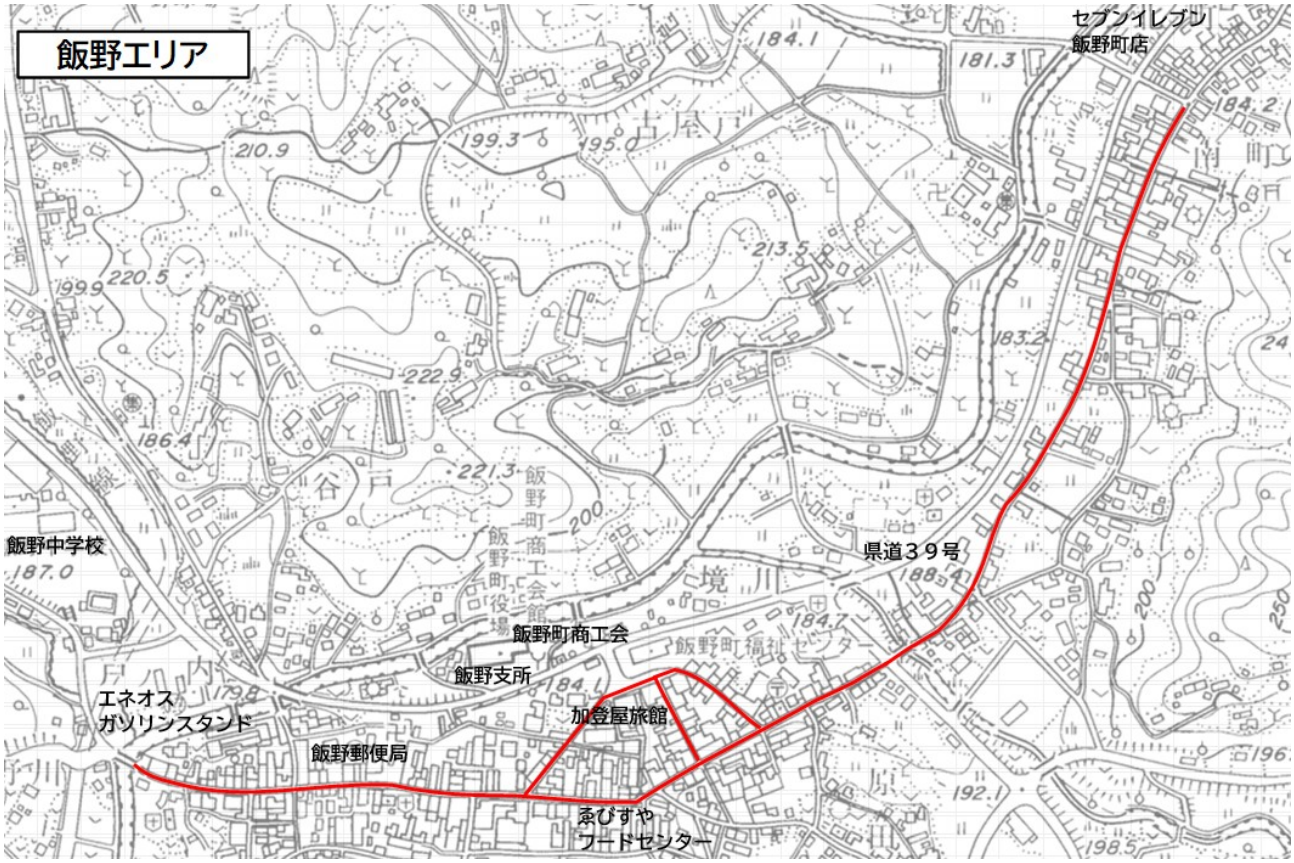
の路線に面する店舗